

第1回小布施町行政改革推進委員会 会議録（概要）

日 時 令和6年3月21日 午後2時から3時10分

会 場 小布施町公民館講堂

出席者 大島孝司 自治会連合会会長
高野 薫 小布施まちづくり委員会会長
藤本富士雄 小布施町商工会会長
保科文秀 八十二銀行小布施支店支店長
土屋成子 小布施郵便局局長
畔上 洋 前小布施町代表監査委員
久保田隆生 前小布施町副町長
小林正子 前小布施町議会議員
牧 良一 前ながの農業協同組合副組合長

事務局 桜井昌季 小布施町長
新井隆司 小布施町副町長
益満崇博 企画財政課長
塩野崎隆基 企画財政課企画交流係長
佐藤孝幸 企画財政課財政係長
江澤公亮 企画財政課企画交流係主査
岡田貴大 企画財政課財政係主任

- 次 第
- 1 開会
 - 2 小布施町行政改革推進委員会設置条例及び施行規則について
 - 3 委員の委嘱
 - 4 町長あいさつ
 - 5 委員紹介
 - 6 会長の互選
 - 7 諮問
 - 8 会議事項
 - (1) 町の財政状況について

(2) 公共施設の借地料について

(3) 次回日程について

9 閉会

(事務局)

第1回小布施町行政改革推進委員会を開催します。

次第2の行政改革推進委員会設置条例および施行規則について事務局より説明します。

(事務局)

※資料の小布施町行政改革推進委員会設置条例、施行規則について説明

(事務局)

次第3番ですが、委員の委嘱を申し上げます。

※委員に委嘱状を交付

(事務局)

次第4、町長よりご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

本日は大変お忙しいところ、小布施町行政改革推進委員会の委員の皆様にご審議いただきまして本当にありがとうございます。

行政改革は常日頃からやっていかなければいけないことだということは十分認識しておりますが、第三者としての視点も非常に大切だと思っています。

そういった意味でも、お住まいの地域のこともよくご存知で、優れた識見をお持ちで、大局的な視点からご意見をいただける皆様にこの委員をやっていただくことになりました。

今日お諮りいたします町の財政事業や、公共施設の借地料について、景気や、それに伴う土地の評価価格など、いろんな動向に対してなかなか釣り合いが取れてない部分がございます。そういったところからも今後の方向性につきましていろいろご意見をいただければと思っております。何卒よろしく願いいたします。

(事務局)

皆様の自己紹介をいただく前に事務局から自己紹介させていただきます。

※事務局自己紹介

(事務局)

つづいて委員の自己紹介をお願いします。

※委員自己紹介

(事務局)

それでは次第の6番、会長の互選です。推進委員会の会長を、設置条例の第4条により委員の互選によりこれを定めるとなっています。どなたか会長に立候補もしくはご推薦いただければと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

畔上洋さんを会長に推薦申し上げます。畔上さんは小布施町代表監査委員として、3期10年にわたりまして務められ、財政あるいは政策に非常に精通しており、会長としてふさわしいのではないかと思います。

(事務局)

ただいま畔上洋さんを会長にご推薦をいただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

※拍手多数

この後の進行を会長をお願いします。

(会長あいさつ)

過分なる評価の言葉をいただきました。優れた識見を有するかどうかは疑問が持たれますが、この中で一番の長老のため、このような任に就けと言われたと私自身認識しております。皆様方のそれぞれの立場からのいろんなご意見を拝聴しながら、また

ご協力いただきながら、この推進委員会を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、何卒ご協力のほどお願いいたします。

(会長)

設置条例により職務代理の指名をさせていただきます。牧良一さんに職務代理をお願いしたいと思いますが皆さんよろしいでしょうか。

※拍手多数

(職務代理)

行政のことは本当に素人ですが、指名いただいたのでよろしく申し上げます。

(事務局)

町長から諮問させていただきます。次第の最後に諮問書の写しを載せていますのでご確認ください。

※町長から畔上会長へ諮問

(会長)

会議事項に入る前に改めて、先ほど諮問書をいただいたので、復唱させていただきます。1番目として、公共施設の借地料について。2番目は公共施設の使用料について。3番目は、個人、団体等への交付金、補助金について。4番目として、その他、町の行政改革に関する事、と以上の4点について町長より諮問を承りました。

会議事項に入るが、1番の町の財政状況について事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

資料1説明

(会長)

財政状況についての説明がありました。ただ、まだ通過点の段階だと思います。ただ、初めてこれを見て町の財政は健全かどうかなど疑問があると思いますが、最後の方でまとめて皆さん方から意見を出していただきたいと思います。

(会長)

それでは事務局から2番目の公共施設の借地料についての説明をお願いします。

(事務局)

資料2説明

(会長)

町の財政状況について財政状況は悪いとは言わないですが、施設についてここにいる委員さんが町議会の中で借地料について質問され検討されていると思います。また、町の財政状況については、今は潤沢にあるという立ち位置にあるという話であると思います。

私の個人的な話をさせていただくと、町債残高が減り基金残高が増えているのは、ふるさと納税が説明のとおり14億円と大きく寄与していることは間違いのないと思いますが、そういった自分なりの意見を話してもらいたいです。

予算について何かご質問、意見があればいかがでしょうか。

※委員から意見なし

次に2番目の公共施設に関する借地料についてです。

(委員)

行政改革の推進の条例ができ、もうすぐ40年経ちます。この40年間、行政改革推進委員の成果としてどんなものがあつたのか、この委員会をこれから有意義に進めていくために、借地料のことも何でもよいので参考までに伺いたいです。

(事務局)

資料にもありますが、行政改革推進委員会の条例は昭和60年に設置されました。合併議論があった際、自立を選択する中でどのような行政改革をしていくのかを、町民にお願いする部分、行政で身を削らなければいけない部分など議論の中で進めてきました。

推進委員会の皆様に改めてお諮りいただく趣旨としては先ほど説明した通りです。これまで議会などで前代表監査委員からご指摘をいただき、健全な財政運営をしていく上で様々な課題をいただきました。それら課題を役場や議会、あるいは監査委員といった一部の中での議論ではなく、町民に広くご認識いただき、様々な意見を頂戴した上で進めていく必要があります。改めて推進委員会で議論し、ホームページなどいろいろな場面で公表していく中で皆様に認識いただく考えです。任期が2年ということで、今後の様々な借地の使用料や、その他いろいろな課題に対し議論いただく場を作っていきたいと考えています。

(委員)

借地料について、何年前から借地料の見直しを行っており現状2,000万円でいいものを4,700万円というが、もっと早くに手をつけるべきではないのでしょうか。

(事務局)

それぞれ施設等を所管している各担当課で、契約期間の更新前に地権者の方と個別に交渉しており、その説明の中で段階的に減額をする契約をしている場所もあります。また、その交渉に応じていただけず、そのまま同じ額で契約更新いう施設もあるため減額している部分も一部あるということご理解いただきたいです。

(委員)

全体の何%ぐらい減額になったのですか。

(事務局)

そちらの資料は今回作っていないため、次回までまとめさせていただきます。

(委員)

借地を契約し直すときに必ず議会に諮ってやってきたと思います。その時に、持ち主の方と交渉し、そのままの状態で行くということもあると思いますが、もう少し下げることができないのかというような意見も議会より多々あったと思います。議会としては本当にそれでいいのか、町はそのときの地価を勘案しながら交渉していくべきで、交渉の仕方も研究し頑張ってもらいたいと思います。また、その地域によって違うと思いますが、買い取った方が小布施町の将来にとって良いかという点はどのように検討されたのでしょうか。

(事務局)

議会の皆さんからのご指摘いただき、職員も町も課題としては認識しています。一番の課題は、何回も交渉するが、貸さないと言われた時に代替手段がないことです。今年各課とヒアリングをしましたが、貸さないと言われたときに他に場所を移すなど、代替手段がないと交渉が進まないところがあるとのこと。逆にどのように進めていけばよいかの知恵をいただければと思います、今回このような委員会を設置させていただきました。

(会長)

私は借地料を逆に上げてもいいのではないかと監査の時に言いました。無理に下げるだけではなく、道路が開いて、店が多くなる場所では上がる所があってもいいと思います。

その点では、自分は皆さんに協力できるのではないかと考えています。金融機関の皆さんにも入っていただいているが、不動産業の方は入っていません。これから誰かをお呼びし、時価相場などを聞くことも一つの参考になると思います。固定資産税の評価だけでなくそういう方の意見も必要だと思います。

(委員)

需要と供給というものがあるため、必要になれば値段は上がると思います。町が必要だと思えば値段は上がり、過去はそういうことでした。資料を見る限り、販売に関わる事業が6%ということから、買い取ってしまうのも一つの選択肢かもしれません。費用がかかるので将来のことを考えるとわからないが、よく検討した方がいいと思います。また、利用の用途等について見ると、事業に供するもの、そこで売り上げ

とかが発生しているものなのか公共サービスを提供している場所なのかにもよって、町が負担するべきかということもあるため、個々の案件で精査し作戦を決めていく必要があると思います。

(職務代理)

ここまでの資料を仕上げてもらったが、どこから借りているのか全く分かりません。借地料の料金だけを出して、交渉に応じない人がいるという話しとなると、どこから借りているというのを出示してもらいたいです。

(会長)

個人情報になってしまうため、それはできません。

(委員)

公共施設の借地料について検討する場ということだがわからなくなりました。契約の時に規定がなく、6%というところで設定したとファシリティマネジメント会議で決めたということでしょうか。

(事務局)

内部的に決めました。借地料が決まっているところから、後から6%ということにしました。

(委員)

それは県や他の市町村でも5%から6%が妥当であるということで、6%と町が決めたということですね。その話しを貸している人に持っていっても、今まで通り多く払ってほしいと言われていたという問題が出ているということから、その6%を変えるというわけではなく、どうしたら払っていただけるかという検討をする会ということなのではないでしょうか。

(事務局)

そうです。副町長が述べたように交渉のカードがないので下げていただく交渉ができません。契約解除できる新たな用地を見つけて移転が可能な状態まで作り、下げら

れないのであれば解除させていただくという状態なら交渉は進むのではないかとは思っています。

(委員)

町が借りているものの中で、用途が町として必要なものかどうか、ここに書かれている用地についての検討をするということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(会長)

この立ち位置は難しいです。固定資産税課税標準額の6%と決めたら町は背負って交渉していきます。例えば一つの話だが、町の文化的施設が、嫌だと言ったら返すのか、どうするのかということになります。「高いから、行政改革委員会も検討しないといけないという意見がある」、それを切り口として職員が交渉に入ることぐらいしかできないと思ってしまいます。

(委員)

ちゃんと結論は出ているがその通りにならない、そんな感じがします。何とかしたいということであれば、会長が言ったようなことをこの会で検討した答えを後ろ盾にして交渉するしかなく、それでうまくいかなければ難しいと感じます。

(事務局)

今回いろいろご意見いただいたが、ここで意見がまとまったとしても、行政の方針になるということではなくて、ご意見としていただくという形になります。

また、会長が言われたように、6%で頑張ろうとくくってしまうこともあるかもしれませんが、このケースはこうしていこう、個別にここは買ってしまおうというご意見もあるかもしれません。そういったことに対し、町で取り組む方法を判断したいと思っています。そのどれか一つに集約させないといけないという訳でもなく、こちらで集めた資料やいろいろな町内の状況を含めて、いろいろなご意見をいただければと思っています。

(会長)

委員会はこれで終わりにさせていただきます。次回の予定は事務局からありますか。

(事務局)

具体的な日程の方はまだ決めていませんが、会長と相談しながら6月ぐらいに開催したいと考えています。

(会長)

資料は会議の前に準備したほうがよいです。

(事務局)

資料は事前に通知と併せてお送りします。また、本日の会議の会議録も皆様に共有させていただきます。

(会長)

それでは第1回目の行政改革推進委員会を終了します。